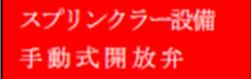


## 第 25 標 識

標識類の種別		標識類の記載例等	
消 火 器 具	「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、「消火砂」又は「消火ひる石」と表示した標識（規則第9条第4号）		大きさ：短辺・・・80mm以上 長辺・・・240mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
	Z8210に定める消火器のピクトグラム（令第32条）		※消火器を直接視認できる状態で設置した場合 大きさ：各辺・・・90mm以上 色：地・・・赤 図・・・白
屋 内 消 火 栓 設 備	1号消火栓箱の表面に「消火栓」の表示（規則第12条第1項第3号イ）	消 火 栓	文字の大きさ：1字につき 200mm 平方以上 色：1号消火栓箱の色と識別できる色
補 助 散 水 栓	補助散水栓箱の表面に「消火用散水栓」等の表示（規則第13条の6第4項3号イ）	消 火 用 散 水 栓 又は 消 火 栓	文字の大きさ：1字につき 200mm 平方以上 色：補助散水栓箱の色と識別できる色
ス ブ リ ン ク ラ ー 設 備	スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識（規則第14条第1項第3号ハ）		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
	開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁である旨を表示した標識（基準14、第1、第12項第3号）		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白
			
閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の末端試験弁である旨を表示した標識（規則第14条第1項第5号の2ハ）		大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白	

	<p>スプリンクラー設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第14条第1項第6号ホ）</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <p><b>送 水 口</b>  <span style="font-size: 1.2em;">[</span> スプリンクラー設備専用 <span style="font-size: 1.2em;">]</span>                  OOMP a ~ OOMP a</p> </div> <p>注1      注2                  注1：ポンプの定格全揚程をMP aで示した数値を記入する。                  注2：ポンプの締切圧力の1.5倍の値をMP aで示した数値を記入する。</p> <p>大きさ：短辺・・・150mm以上                  長辺・・・300mm以上                  色：地・・・赤                  文字・・・白</p>
<p>水噴霧消火設備等</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の自動式の起動装置である旨を表示した標識又はその旨の表示（規則第16条第3項第3号ホ（ロ）ほか）</p>	<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 大きさ：短辺・・・150mm以上                  （水噴霧消火設備にあつては100mm以上）                  長辺・・・300mm以上                  色：地・・・赤                  文字・・・白</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <p><b>不活性ガス消火設備                  自動起動装置                  （二酸化炭素）</b></p> </div>
	<p>移動式の消火設備（泡消火設備、不活性ガス消火設備炭素、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備をいう。）である旨の表示又はその旨を表示した標識（規則第18条第4項第4号イほか）</p>	<p>泡消火設備の例 大きさ：短辺・・・100mm以上                  長辺・・・300mm以上                  色：地・・・赤                  文字・・・白</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <p><b>移 動 式                  泡 消 火 設 備</b></p> </div>
	<p>泡消火設備のホース接続口である旨を表示した標識（規則第18条第4項第10号ロ（ホ））</p>	<p>大きさ：短辺・・・100mm以上                  長辺・・・300mm以上                  色：地・・・赤                  文字・・・白</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <p><b>泡 消 火 設 備                  ホ ー ス 接 続 口</b></p> </div>
	<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の消火剤が放出された旨を表示する表示灯（規則第19条第5項第19号イ（ニ）及び第19号の2ロほか）</p>	<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 大きさ：短辺・・・80mm以上                  長辺・・・280mm以上                  色：地・・・白                  文字・・・赤（消灯時白）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <p><b>二酸化炭素充満                  危険・立入禁止</b></p> </div>
	<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の防護区画内及びその出入口付近並びに防護区画に隣接する部分に設ける注意事項を表示した標識（基準18、第1、第1項第16号）</p>	<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例                  ・防護区画内に設置するもの</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <p><b>危険</b>                  ここには、二酸化炭素消火設備が設置されています。                  消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。                  消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。                  放送の指示に従い室外へ退避すること。</p> </div> <p>大きさ：短辺・・・270mm以上      色：地・・・黄                  長辺・・・480mm以上                  文字・・・黒</p>

・貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口に設置するもの

大きさ：一辺300mm以上  
 色：地・・・白  
 人・・・黒  
 煙・・・黄  
 文字・・・「CO<sub>2</sub>」及び  
 「二酸化炭素  
 CARBON DIOXIDE」  
 は黒、  
 「危険」及び  
 「DANGER」は黄  
 シンボル・・・地は黄、  
 枠は黒、  
 感嘆符は黒

※二酸化炭素消火設備を設置する  
 ものに限る。

大きさ：短辺・・・200mm以上 色：地・・・黄  
 長辺・・・300mm以上 文字・・・黒

※指導基準の記述部分の色は反転させるものとする。

・防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの

大きさ：短辺・・・200mm以上 色：地・・・黄  
 長辺・・・300mm以上 文字・・・黒

	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備貯蔵容器の貯蔵容器の設置場所である旨を表示した標識（基準第18、第1第1項第1号イ）	<p>不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 大きさ：短辺・・・150mm以上 （粉末消火設備にあつては100mm以上） 長辺・・・300mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <p>不活性ガス消火設備 貯蔵容器設置場所 （二酸化炭素）</p>
屋外消火栓設備	屋外消火栓箱の表面に「ホース格納箱」の表示（規則第22条第4号イ）	<p>ホース格納箱 文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 色：屋外消火栓箱の色と識別できる色</p>
	屋外消火栓に設ける「消火栓」と表示した標識（規則第22条第4号ロ）	<p><b>消 火 栓</b> 大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白 文字の大きさ：1字につき50mm平方以上</p>
自動火災報知設備	受信機を設置している場所である旨を表示した標識（基準24、第2、第1項第4号）	<p><b>火 災 受 信 所</b> 大きさ：短辺・・・80mm以上 長辺・・・240mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>
避難器具	避難器具である旨を表示した標識（規則第27条第1項第3号ロ）	<p><b>避 難 器 具</b> 大きさ：短辺・・・300mm以上 長辺・・・600mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <p>注 避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語は、当該避難器具名をもって替えることができる。</p>
	避難器具の使用方法を表示した標識（規則第27条第1項第3号ロ）	<p><b>(使用方法)</b> 大きさ：短辺・・・300mm以上 長辺・・・600mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p>
	避難器具設置等場所を明示した標識（規則第27条第1項第3号イ）	<p><b>避難器具設置等場所</b> 大きさ：短辺・・・120mm以上 長辺・・・360mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p>
消防用水	消防用水の採水口である旨を表示した標識（基準31、第1、第1項第5号）	<p><b>採 水 口 (消防隊専用)</b> 大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>

連結散水設備	連結散水設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識(規則第30条の3第4号ニ)		大きさ:短辺・・・150mm以上 長辺・・・300mm以上 色:地・・・赤 文字・・・白
連結送水管	連結送水管の送水口である旨を表示した標識(規則第31条第4号)		大きさ:短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色:地・・・赤 文字・・・白
	連結送水管の放水口である旨を表示した標識(規則第31条第4号)		大きさ:短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色:地・・・赤 文字・・・白
	放水用器具を格納した箱である旨を表示した標識(規則第31条第6号ニ)		大きさ:短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色:地・・・赤 文字・・・白
非常コンセント設備	非常コンセントの保護箱の表面の「非常コンセント」の表示(規則第31条の2第9号イ)	非常コンセント (消防隊専用)	文字の大きさ:1字につき25mm平方以上 色:保護箱の色と識別できる色
無線通信補助設備	無線機を接続する端子を収容する保護箱の表面の「無線機接続端子」の表示(規則第31条の2の2第8号ニ(ロ))	無線機接続端子 (消防隊専用)	文字の大きさ:1字につき25mm平方以上 色:白



図1



図2

兼用の場合の標識例

備考

- 1 標示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書とする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 「消火器」の標識には、必要に応じ普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記してもさしつかえない。
- 3 屋内消火栓設備以外の消防用設備等の非常電源開閉器、開閉弁、止水弁、逆止弁、消火ポンプ室、テスト弁の標識等については、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備に準ずること。
- 4 設置位置を表示する標識及び設置等位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、設置しないことができる。
- 5 標識の材料は、耐久性及び耐候性等を有するものであること。